したがって，かかる場合においては，全国の選挙区間の議員１人当たりの選挙人の数を対比した場合に，その投票価値の平等に著しい較差があって，その選挙を無効と評価すべき場合であっても，原告たる選挙人の属する選挙区における投票価値の較差が些程大きくなく，原告の選挙人として有する投票の権利それ自体が実質的に侵害されているといえない以上，かかる原告の請求は棄却されるべきことになる（なお，前掲昭和51年大法廷判決の岡原昌男裁判官外４名の反対意見は，選挙の効力に関して私見とは異なる立場ではあるが，各選挙区ごとにその較差に応じて選挙の効力を論じているのであって，参照されるべきである。）。

なお，投票価値の較差を理由とする選挙無効判決の効力について上記のとおりの見解を採った場合，選挙無効の判決がなされるのはその較差が著しい選挙区に限られるところから，その判決により失職する議員数は限定される。それに加えて投票価値の較差の問題が生ずることのない比例代表選挙により選出される議員の総数及び半数の非改選議員の存在と相俟てば，投票価値の較差を理由とする選挙無効の判決がなされても，それによって参議院の機能が不全になるとの事態が生ずることは想定されないのである。

そこで本件についてみるに，被上告人の選挙区と議員１人当たりの選挙人の数の最も少ない選挙区との投票価値の較差は，参議院議員選挙法制定時の選挙区間の最大較差１対2.62を下回る１対1.71に止まっており，前述のとおり参議院議員選挙については公職選挙法制定時において衆議院議員選挙とは異なり国勢調査毎の選挙区割りの見直しという人口比例原則それ自体を採用していないこと，また，参議院が衆議院とは異なった機能を果たすべきことについては，その具体像はともかく，今日，国民の間において広く理解されていると考えられることからして，参議院議員選挙における選挙区間の議員１人当たりの較差は，衆議院議員選挙におけるそれよりも緩やかに解することも許容されると考えられること等からすれば，現時点において，当該選挙区における投票価値の較差が，少なくとも参議院制度発足時の選挙区間の最大較差を下回っている場合には，選挙人の投票の権利が実質的に侵害されているということはできないものと解されよう。

７　選挙法改正への国会の動き

多数意見にて述べるとおり，参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に，平成20年６月，従来の専門委員会とは別に改めて専門委員会が設置されて，平成20年12月９日から平成22年５月14日迄に６回の協議が行われた。その専門委員会での検討を踏まえて，上記参議院改革協議会において，同年７月に行われる通常選挙（本件選挙）に係る定数較差是正は見送り，平成25年に施行される参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の見直しを行うこととされ，平成23年中に参議院選挙制度改革の公職選挙法改正案を国会に提出するとの工程表が了承された。

ところで，本件選挙後，上記の選挙制度改革への動きは一旦止まったが，平成22年12月に参議院の正副議長と各会派代表による「選挙制度の改革に関する検討会」が設置され，西岡参議院議長は，同年12月，選挙区選出議員につき全国を９ブロックに分けた選挙制度試案を公表し，また平成23年４月には，その修正案を提案した。

それらの提案を受けて各党でも種々の案が検討されていたが，西岡議長が死去したことにより，その論議は一旦中断した。そして，平成23年12月７日，平田健二参議院議長就任後初の選挙制度の改革に関する検討会が開催され，同検討会の下に各会派の実務者によって構成される選挙制度協議会が設けられ，平成23年12月14日以降数回の会議が開催された。

そのような経緯を経て平成24年８月28日に，神奈川県と大阪府の両選挙区の選挙区選出議員を各２名増員し，他方，福島県と岐阜県の両選挙区の選挙区選出議員を各２名減員することを内容とする公職選挙法改正法案が国会に提出されたが，会期内に成立に至らず次の国会に継続審議となった。しかし，同案が成立しても選挙区内の最大較差はなお4.75倍に達しているのであって，上記のとおり当大法廷判決において繰り返し求めてきた選挙制度の抜本的な見直しとは程遠く，平成６年，平成12年及び平成18年の各改正と同様に，当面の弥縫策を更に繰り返すものにすぎないと評さざるを得ない（なお，同法案の附則には，「平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて，参議院の在り方，選挙区間における議員１人当たりの人口較差の是正等を考慮しつつ，選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い，結論を得るものとする。」との規定が設けられているが，前記のとおり，平成20年に設置された参議院改革協議会において，平成25年に施行される参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の見直しを行うこととされ，その工程表まで作成されながら，それが反故にされて今回の提案に止まっていることからして，上記法案の附則がそのまま国会で可決されたとしても，そのとおりに実行されるかについて，なお疑念が残るといわざるを得ない。）。

８　まとめ

以上検討したとおり，何らの合理的理由もなく選挙区間における投票価値が４倍を超えるという違憲状態が長期間に亘って継続し，かつ，その解消のための選挙制度の抜本的改正の必要性が最高裁判所大法廷判決によって繰り返し指摘されてきたにもかかわらず，その改正作業に着手することなく施行された本件選挙は，憲法に反する違法な選挙制度の下で施行されたものとして違法であるといわざるを得ない。そして，前回選挙以後も抜本的な選挙制度改革についての具体的な提案が国会に上程されるに至っていないという国会の著しい怠慢は座視するに忍びず，また，本件選挙以後の参議院制度改革に向けた国会の動きは余りにも緩慢である。

かかる憲法違反の状態を放置し，司法からの繰り返しての警鐘に対しても何ら真正面から応答しない国会の姿勢をそのまま放置することは，到底認められるものではない。したがって，本件選挙において原告たる選挙人の投票の権利が実質的に侵害されている場合には，選挙無効の判決も視野に入れた上で，少なくとも事情判決の法理を明言して然るべきであるといえる。

かかる状況を踏まえて，原判決が本件選挙につき事情判決の法理を適用すべきであるとしたことについては，心情的には理解できる。

しかしながら本件においては，被上告人の選挙区と議員１人当たりの選挙人の数の最も少ない選挙区との投票価値の較差は１対1.71に止まるのであって，被上告人の投票の権利が実質的に侵害されているとは認められないことからして，被上告人の請求は棄却されるべきものである。したがって，原判決を破棄して請求棄却の判決をすべきであるとする多数意見は，結論において同調できる。

裁判官竹内行夫の意見は，次のとおりである。

私は，多数意見が，本件選挙当時の投票価値の不均衡はこれを正当化する特別の理由も見いだせない以上違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはないとする点について，これに賛同するものであるが，考え方等において異なるところがあるので，私の意見を次のとおり述べることとする。

１　私は，多数意見の３項において要約されている昭和58年大法廷判決において示されそれ以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決により維持されてきた基本的判断枠組みに賛同するものである。そして，昭和58年判決以降，変化が認められるのは社会の状況であり，この基本的な判断枠組みの憲法上の法理自体を変更する必要は認められないと考える。憲法が法の下の平等の原理（憲法14条１項）の下において投票価値の平等を要求していることはいうまでもないが，累次の大法廷判決が指摘してきたとおり，投票価値の平等は選挙制度の仕組みを決定する唯一，絶対の基準となるものではなく，国会の合理的な裁量権の行使として投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることが許されるという法理は，現在も変わりないのである。そして，憲法が国権の最高機関である国会について一院制ではなく二院制を採用して衆議院と参議院の両議院があいまって機能することを予定している趣旨（憲法42条）からして，両議院における議員の選挙の仕組みにおける選出基盤に関する理念ないし基準が同質でなければならないということはないし，むしろそこに異質性があってこそ二院制の機能が発揮されるものと考える。そして，第一院としての地位を与えられている衆議院の議員選挙については厳格な投票価値の平等が唯一，絶対ではないとしても選出基盤に関する最も重要かつ基本的な理念ないし基準とされるべきであるが，参議院議員選挙については，立法府において，多様化した国民の利害や意見を二院制の下で公正かつ効果的に国会に反映させるという基本的観点に立って，第二院としての参議院の在り方を踏まえて，参議院には多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させるとの考え等の合理的な理由をも考慮して，その選出基盤についての裁量的判断を行うことが，憲法が二院制を採用した趣旨に合致するところであると考える。そのような場合には，衆議院議員選挙の場合に比して，参議院議員選挙において投票価値の平等が他の理念や政策的目的ないし理由により譲歩を求められることになるとしても，それは憲法の認めるところというべきである。

もっとも，参議院議員選挙の仕組みにおいても投票価値の平等の理念が軽視されてはならない重要な基準となることは当然であり，上記の基本的判断枠組みの下においても，投票価値の平等が他の理念や他の政策的目的ないし理由との関連にお